

くれふしの里古墳公園遊具改築工事 条件明示事項

別紙 2

1 工程関係

- (1) 工期日数は、雨天・休日等を含み令和 8 年 3 月 15 日までとする。
なお、休日には、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇を含んでいる。
- (2) 契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手することとする。
- (3) 本工事の工程管理においては、実施工程表、月間工程表及び週間工程表を作成の上、施工管理をすること。なお、工事期間中、工程に変化があった場合には、速やかに変更工程表を作成するものとする。

2 安全対策関係

- (1) 本工事における安全対策等については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「土木工事安全施工技術指針」に基づき行うこと。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議すること。
- (2) 工事の施工にあたっては、「土木工事保安対策技術指針」に基づき、工事標識及びバリケード等を設置し、適切な交通整理を行うものとする。
- (3) 本工事における交通誘導警備員の配置は、次のとおりとする。

工 種	現場配置 人員	作業時配置 計画人数	休憩時配置 計画人数
	公募の際に提出した提案価格見積書に記載がある場合に配置すること。		

配置場所等については、現場状況を勘案の上で適正に配置をすること。これによりがたい場合には、監督員と協議すること。

3 公害対策関係

- (1) 本工事において、騒音、振動、粉塵・排気ガス等の発生のおそれがある場合には、事前に十分な対策を講じてから施工を行うこと。また、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき施工を行うこと。
- (2) 本工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合には、受注者の責任において十分な事前調査検討を行い、監督員と協議の上で施工を行うこと。また、第三者に被害を及ぼした場合には、速やかに工事を中止するとともに監督員に報告すること。

4 残土、産業廃棄物関係

- (1) 建設発生土は、現場内敷き均しとする。
- (2) 産業廃棄物（Co 塊）は、再生資源化施設へ搬入するものとする。
- (3) 受注者は、産業廃棄物（Co 塊）の搬出場所・運搬経路計画等を施工計画書に明記し、

監督員の承諾を得なければならない。

- (4) 建設廃棄物は、廃棄物処理法の規定に従い処理すること。また、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守すること。

5 その他

- (1) 遊具広場内にはトイレや水栓の給水管や浄化槽が埋設されているため、施工に先立ち十分に事前調査の上で、損傷が無いよう受注者の責任において施工を行うこと。
- (2) 本工事に用いる搬入道路は、工事対象地北側の水戸市道内原8-2084号線（幅員4.0m以上）を使用し、工事資機材の搬入等は工事対象地北東の進入路（幅員約3.0m以上）を使用すること。
- (3) 工事対象地の北側には道路を挟んで民家が存在するため、作業時や資機材搬入時など安全に十分配慮するとともに、粉塵の飛散等に注意を払うこと。
- (4) 公園利用者の安全を確保するため、工事期間中は必要に応じて遊具広場内に立入防止柵等を設置すること。

別紙特記仕様書及び注意事項等を厳守すること